

2013年11月8日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
内閣府特命大臣消費者及び食品安全担当 森まさこ様  
消費者庁長官 阿南久様  
消費者委員会委員長 河上正二様

## 食品表示法の政令・内閣府令についての要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

このたび食品表示法が成立公布され、今後政令、内閣府令制定の段階に進むことが予定されております。

私たち食品表示を考える市民ネットワークは、食品表示法制定過程においても、さまざまな意見を提出してきましたが、今後のスケジュールの中で、以下の点につき検討実施されたく要望するものです。

### 【要望の趣旨】

現在の食品衛生法 19 条第 1 項の規定に基づく内閣府令 45 号・46 号及び JAS 法 19 条の 13 に基づく品質表示基準のうち、一般的に適用される品質表示基準など、基本的、横断的原則を内容とするものは内閣府が独自に制定できる府令ではなく、閣議決定が必要な政令として位置づけるよう要望します。

### 【要望の理由】

内閣府令 45 号第 1 条は第 1 項から第 8 項まで、すべて表示を義務づける内容となっておりますが、第 2 条以下は、「前条の規定にかかわらず」、あるいは「第 1 条 2 項の規定にかかわらず」などとして、第 1 項で定める表示義務を免除する例外規定となっております。

さらに消費者庁次長通知によって、さらなる免除、例外が定められており、現在、義務表示の原則はないがしろにされている状態にあります。

内閣府令 45 号において最も重要なものは、表示を義務と規定している第 1 条であり、乳等に関する府令 46 号も 3 条 4 項までは基本的原則を定めています。

また JAS 法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法)に基づく生鮮食品品質表示基準・加工食品品質表示基準・遺伝子組み換え食品に関する品質表示基準なども、基本的横断的内容が定められています。

これらを一本化するに当たっては、内閣府が独自に定める府令ではなく、閣議決定が必要な政令として定めるべきと考えます。

消費者の選択の権利を尊重する食品表示法が制定され、同法に基づく表示基準として定めるのですから、表示義務の原則を明確化するため、閣議決定が必要な政令として定めることこそ消費者の権利の保障にかなうものです。

以上

食の安全・監視市民委員会  
主婦連合会  
NPO食品安全グローバルネットワーク  
新日本婦人の会  
生活クラブ連合会  
グリーンコープ共同体  
大地を守る会  
特定非営利活動法人日本消費者連盟  
我孫子市消費者の会  
千葉県消費者団体連絡協議会  
遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

連絡先 食品表示を考える市民ネットワーク事務局 西分千秋